

各 位

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年
愛媛県条例第 59 号）における県独自基準に係る解釈について

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 59 号。以下「条例」という。）については、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたところですが、このうち、条例第 9 条の規定については、県において独自の基準を定めています。

この条項の趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、その他の基準に係る運用については、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 20 年 5 月 30 日付け老発第 0530002 号厚生労働省老健局長通知）」の内容と同じです。

記

非常災害対策（条例第 9 条関係）

(1) 趣旨

条例第 9 条は、軽費老人ホームは、非常災害に際して必要な施設防災計画の策定と掲示、関係機関への通報及び関係機関との連携体制の整備、避難、救出等訓練の実施、避難生活のための生活物資の備蓄等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

(2) 内容及び留意事項

ア 条例第 9 条第 1 項

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の規定に基づく消防用設備等（同法第 17 条の 2 第 1 項又は第 17 条の 3 第 1 項の規定が適用される軽費老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等）及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうこと。

「施設防災計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に定める消防計画（これに準ずる計画も含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合において、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている軽費老人ホームにあっては、その者に行わせるものし、防火管理者を置かなくてもよいこととされている軽費老人ホームにあっては、防火管理の責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせるものとする。

なお、軽費老人ホームにおける火災の防止等については、厚生労働省から「社会福祉施

設における防火安全対策の強化について(昭和 62 年 9 月 18 日付け社施第 107 号社会局長、児童家庭局長連名通知)」等により通知されているので留意すること。

施設防災計画は、施設内の見やすい場所に掲示し、職員及び入所者の防災意識の向上及び非常災害時の円滑な避難行動等に役立てるものとする。ただし、施設内に施設防災計画全てを掲示することが困難である場合は、施設防災計画の概要を掲示することとして差し支えない。

イ 条例第 9 条第 2 項

火災や地震等の災害発生時に、地域の消防機関、地元自治体等へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防機関や地域住民、地元自治体等との連携を図り、災害発生時に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また、災害発生時に円滑な避難行動等が行えるよう、日頃から同項に規定する体制を職員及び入所者に周知するとともに避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

なお、災害発生時において職員による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間等様々な状況を想定し、施設の実情を踏まえた訓練の実施を図ること。

ウ 条例第 9 条第 3 項

施設防災計画は、条例第 9 条第 2 項の訓練の結果に基づき内容の検証を行うとともに、施設の周辺地域の環境、立地条件の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、実効性のあるものとしておくこと。

エ 条例第 9 条第 4 項

非常災害の発生によりライフラインや避難経路が寸断される事態が想定されることから、軽費老人ホームにおいて入所者及び職員が当面の間、避難生活をするができるよう生活物資の備蓄の確保に努めることとしたものである。

そのため、当該軽費老人ホームに備蓄する品目及び量については、当該軽費老人ホームの立地条件や入所者及び職員の人数、入所者の要介護状態等の状況に照らし合わせて検討を行い、当該軽費老人ホームの状況に見合った備蓄の確保に努めていただきたい。

なお、中央防災会議の作業部会がまとめた南海トラフ巨大地震対策の最終報告においては、家庭において必要とされる備蓄を 1 週間分以上としていることも参考とされたい。